本通知は、令和８年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査を実施することをお知らせするものです。

７ス庁第 2451 号
令和８年４月９日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各　都　道　府　県　知　事
附属学校を置く各国公立大学法人の長　　殿
所轄する構造改革特別区域法第 12 条
第１項の認定を受けた地方公共団体の長

スポーツ庁次長

浅野　　敦行

令和８年度「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の実施について（通知）

「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（以下「本調査」という。）の実施については、御理解、御協力をいただきまして誠にありがとうございます。

令和８年度の本調査に関する実施要領を別紙のとおり決定しましたので通知いたします。

本調査は、国が全国的な子供の体力・運動能力の状況を把握・分析することにより、子供の体力・運動能力の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることや、各教育委員会、各国公私立学校が全国的な状況との関係において自らの子供の体力・運動能力の向上に係る施策の成果と課題を把握し、その改善を図るとともに、そのような取組を通じて、子供の体力・運動能力や運動習慣等の向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立することを目的としております。

ついては、都道府県教育委員会におかれては域内の市区町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）及び本調査所管の学校に対して、指定都市教育委員会におかれては本調査の対象となる所管の学校に対して、都道府県知事におかれては本調査域内の私立学校及びそれを設置する学校法人に対して、構造改革特別区域法第 12 条第１項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては本調査に関係する域内の株式会社立学校及びそれを設置する学校設置会社に対して、国公立大学法人の長におかれては本調査附属学校に対して、御周知いただくとともに、本実施要領を踏まえて、本調査を円滑かつ安全に実施するため、御理解と御協力をお願いします。

また、令和８年度は児童生徒調査を文部科学省 CBT システム：「MEXCBT」、学校質問調査、教育委員会質問調査を文部科学省 WEB 調査システム：「EduSurvey」を用いて実施する予定です。

【本件担当】
スポーツ庁
政策課企画調整室　調査係
電話：03-5253-4111（内線 2649）

別　紙

令和８年度　全国体力・運動能力、運動習慣等調査　実施要領

令和８年４月９日
スポーツ庁次長

１．調査の目的

本調査は、国が全国的な子供の体力・運動能力や運動習慣・生活習慣等を把握・分析することにより、子供の体力・運動能力や運動習慣等の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることを目的とする。

加えて、教育委員会や学校においても、本調査結果を活用し、子供の体力や運動習慣等の状況を把握するとともに、課題に対応した施策の実施や体育・保健体育の授業等の充実・改善に役立てることを目的とする。

２．調査の名称

令和８年度　全国体力・運動能力、運動習慣等調査

３．調査の対象及び調査内容

⑴ 児童

① 調査対象者

小学校、義務教育学校前期課程及び特別支援学校小学部の５年生全員

ただし、特別支援学校及び小学校の特別支援学級に在籍している児童については、その障害の状態等を考慮して、参加の是非を適切に判断すること。

※実技に関する調査に参加しない場合でも、質問調査の参加は特段支障のない限りお願いしたい。

② 調査内容（児童調査）

ア　実技に関する調査（測定方法等については、新体力テストと同様）

〈テスト項目〉

握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20m シャトルラン、50m 走、立ち幅とび、ソフトボール投げ

イ　質問調査（運動習慣、生活習慣等に関するもの）

※ア・イともに、オンライン方式（文部科学省 CBT システム：「MEXCBT」）による入力。

※上記オンライン方式によらない児童は紙媒体による実施。

⑵ 生徒

① 調査対象者

中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程及び特別支援学校中学部の２年生全員

ただし、特別支援学校及び中学校の特別支援学級に在籍している生徒については、その障害の状態等を考慮して、参加の是非を適切に判断すること。

※実技に関する調査に参加しない場合でも、質問調査の参加は特段支障のない限りお願いしたい。

② 調査内容（生徒調査）

ア 実技に関する調査（測定方法等については、新体力テストと同様）

〈テスト項目〉

握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、持久走（男子 1500m、女子 1000m）又は 20m シャトルラン、50m 走、立ち幅とび、ハンドボール投げ

イ 質問調査（運動習慣、生活習慣等に関するもの）

※ア・イともに、オンライン方式（文部科学省 CBT システム：「MEXCBT」）による入力。

※上記オンライン方式によらない生徒は紙媒体による実施。

(3) 学校

① 調査対象校

小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校及び小学部もしくは中学部を置く特別支援学校の全校

※児童生徒の障害の状態等を考慮して、児童生徒調査に参加しない場合でも、学校質問調査の参加は特段支障のない限りお願いしたい。

② 調査内容

質問調査（子供の体力向上や運動習慣の確立に向けた学校の取組等に関するもの）

※オンライン方式（文部科学省 WEB 調査システム：「EduSurvey」）による入力。

(4) 教育委員会

① 調査対象

全教育委員会

② 調査内容

質問調査（子供の体力向上や運動習慣の確立に向けた学校の取組等に関するもの）

※オンライン方式（文部科学省 WEB 調査システム：「EduSurvey」）による入力。

４．調査実施期間

令和８年４月～７月

※詳細のスケジュールについては参考１を参照

５．調査の実施体制

調査の実施体制は以下のとおりとする（調査の実施系統図は参考２・３を参照）。

(1) 調査は、スポーツ庁が、学校の設置管理者である都道府県教育委員会、市区町村教育委員会、学校法人、国立大学法人、公立大学法人等の協力を得て実施する。

(2) 都道府県教育委員会は、域内の市区町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）に対して指導・助言・連絡等をするなど調査に協力する。また、自らが設置管理する学校に対して調査を実施する。

(3) 都道府県知事は、私立学校の所轄庁として調査に協力する。

(4) 市区町村教育委員会、学校法人、国立大学法人、公立大学法人等は、学校の設置管理者として調査に協力し、自らが設置管理する学校に対して調査を実施する。

(5) 学校は、校長を調査責任者として、設置管理者である市区町村教育委員会等の指示・指導・助言等に基づき調査を実施する。

６．調査結果の取扱い

スポーツ庁は、以下のとおり、調査結果を示し、公表するとともに、各教育委員会、各都道府県私立学校所轄庁、各附属学校を置く国立大学法人、各附属学校を置く公立大学法人及び各学校に対して、調査結果等を提供する。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２１条第１７号の規定により、調査の実施、調査結果の活用及び公表等を含め、調査は教育委員会の職務権限である。そのため、教育委員会は、調査結果の活用及び公表等の取扱いについて、主体性と責任を持って当たることとする。

(1) 調査結果の示し方

スポーツ庁は、本調査の結果として、以下の事項等を示す。

① 実技に関する調査の結果として、

ア 各種目等の平均値、標準偏差、平均値の分布等がわかる図等

イ 総合評価の段階別割合

② 児童生徒質問調査、学校質問調査及び教育委員会質問調査の結果として、

ア 児童生徒質問調査、学校質問調査及び教育委員会質問調査の回答状況

イ 児童生徒質問調査の回答状況と実技に関する調査の平均値等との相関関係の分析

ウ 学校質問調査の回答状況と実技に関する調査の平均値等との相関関係の分析

エ 児童生徒質問調査の回答状況と学校質問調査及び教育委員会質問調査の回答状況との相関関係の分析

オ その他、 調査の目的の達成に資する分析

(2) 調査結果のスポーツ庁による公表

スポーツ庁は、調査の目的を踏まえ、以下の事項等について調査結果を公表する。スポーツ庁が公表する調査結果については、公表後速やかに、スポーツ庁ホームページに掲載する。

① 以下のアからオまでの区分に応じ、上記(1)①のア及びイで示した結果

ア 国全体（国・公・私立学校全体の状況又は国・公・私立学校別の状況）

イ 都道府県ごと（都道府県教育委員会及び市区町村教育委員会が設置する学校全体の状況）

ウ 都道府県（指定都市を除く。）ごと（都道府県教育委員会及び市区町村教育委員会が設置する学校全体の状況）

エ 指定都市ごと（指定都市教育委員会が設置管理する学校全体の状況）

オ 地域の規模等に応じたまとまりごと（「大都市」（政令指定都市及び東京２３区）、「中核市」、「その他の市」及び「町村」並びに「へき地」の五つの区分における公立学校全体の状況）

② その他、調査の目的の達成に資する分析

(3) 調査結果等の提供

各教育委員会、学校及び児童生徒に対する調査結果等の提供は、以下のとおりとする。

① スポーツ庁は、調査の目的の達成に資するため、各教育委員会、学校に対して、以下の調査結果を提供する。

ア 都道府県教育委員会に対しては、当該都道府県教育委員会が設置する各学校の状況、当該都道府県教育委員会における公立学校全体の状況、当該都道府県教育委員会（指定都市を除く）における公立学校全体の状況、域内の各市区町村教育委員会における

公立学校全体の状況及び市区町村が設置管理する各学校全体の状況、域内の各市区町村教育委員会全体の状況に関する調査結果

イ　市区町村教育委員会に対しては、当該市区町村における公立学校全体の状況及びその設置管理する各学校の状況に関する調査結果

ウ　学校に対しては、当該学校全体の状況及び各児童生徒に関する調査結果及び個人票

エ　その他、調査の目的の達成に資する調査結果

②　各学校は、各児童生徒に対し、個人票を提供する。

(4) 調査結果の活用

①　各教育委員会、学校等及びスポーツ庁においては、調査の目的を達成するため、以下のような調査結果を活用した取組に努めることとする。

ア　各教育委員会、学校等においては、多面的な分析を行い、子供の体力・運動能力等の向上に係る施策の成果と課題を把握・検証し、保護者や地域住民の理解と協力のもとに適切に連携を図りながら、施策の改善に取り組むこと。

イ　各学校においては、調査結果を踏まえ、各児童生徒の全般的な運動習慣の改善等に努めるとともに、自らの体育的活動における指導等の改善に向けて取り組むこと。

ウ　各教育委員会においては、調査結果を踏まえ、それぞれの役割と責任に応じて、学校における取組等に対して必要な支援等を行うなど、域内の子供の体力・運動能力等の向上に係る施策の改善に向けた取組を進めること。

エ　スポーツ庁は、児童生徒の体力・運動能力や運動習慣等をきめ細かく把握・分析することにより、子供の体力・運動能力等の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善に取り組むこととする。また、各教育委員会、学校等における取組に対して必要な支援等を行うなど、子供の体力・運動能力等の向上に係る施策の改善に向けた全国的な取組を進めることとする。

②　スポーツ庁においては，調査結果についてより一層多面的な分析や研究が行われるよう、実施要領及び別に定めるガイドラインに基づき，個票データを大学等の研究機関の研究者又は国の行政機関等の職員に提供し，学術研究の振興，施策の推進のために活用することができる。

(5) 調査結果の取扱いに関する配慮事項

調査結果については、調査の目的を達成するため、子供の体力・運動能力等の向上に係る施策の改善、各児童生徒の全般的な運動習慣の改善等につなげることが重要であることに留意し、適切に取り扱うものとする。

調査結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である一方、調査により測定できるのは体力・運動能力の一部分であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要である。

このことを踏まえ、具体的な公表の手続等は、以下のとおりとする。

①　教育委員会及び学校による調査結果の公表

ア　都道府県教育委員会においては、調査の実施主体が国であることや、市区町村が基本的な参加主体であることなどに鑑みて、以下のとおり取り扱うこと。

(ｱ) 自らが設置管理する学校の状況については、それぞれの判断において、エに基づき公表することは可能であること。

(ｲ) 域内の市区町村の状況及び市区町村教育委員会が設置管理する学校の状況については、市区町村教育委員会の同意を得た場合に限り、エに基づき、当該市区町村名又は当該市区町村教育委員会が設置管理する学校名を明らかにした公表（市区町村名又は学校名を特定することが可能な方法による公表を含む。以下同じ。）を行うことは可能であること。

なお、個々の市区町村名・学校名が明らかとならない方法（例えば、教育事務所単位の状況の公表等）で、エに基づき公表することは、都道府県教育委員会の判断において可能であること。

(ｳ) (ｱ)又は(ｲ)に基づき個々の市区町村名・学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。

(ｴ) 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。

イ　市区町村教育委員会においては、以下のとおり取り扱うこと。

(ｱ) 当該市区町村における公立学校全体の結果について、それぞれの判断において、エに基づき公表することは可能であること。

(ｲ) 自らが設置管理する学校の状況について、それぞれの判断において、エに基づき公表することは可能であること。この場合、個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。

(ｳ) 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした調査結果の公表を行う場合に準じて取り扱うこと。

ウ　学校においては、自校の結果について、それぞれの判断において、エに基づき公表することは可能であること。

エ　調査結果の公表に当たっては、以下の(ｱ)から(ｶ)までにより行うこと。

(ｱ) 公表する内容や方法等については、教育上の効果や影響等を考慮して適切なものとなるよう判断すること。

(ｲ) 調査結果の公表を行う教育委員会又は学校においては、単に体力合計点などの数値のみの公表は行わないこと。

(ｳ) アの(ｱ)又はイの(ｲ)に基づき教育委員会が個々の学校名を明らかにした公表を行う場合、又はアの(ｲ)において市区町村教育委員会が学校名を明らかにした公表に同意する場合は、当該学校と公表する内容や方法等について事前に十分相談すること。

また、教育委員会において自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合は、教育委員会は自らが実施する改善方策を速やかに示すとともに、公表する内容等について学校に指示する場合は、教育委員会は当該学校とそれらについて事前に十分相談すること。

なお、体力合計点などの数値について一覧での公表やそれらの数値により順位を付した公表などは行わないこと。

(ｴ) 調査の目的や、調査結果は体力・運動能力の一部分であること、学校における教育活動の一側面であることなどを明示すること。

(ｵ) 児童生徒個人の結果が特定されるおそれがある場合は公表しないなど、児童生徒の個人情報の保護を図ること。

(ｶ) 学校や地域の実情に応じて、個別の学校や地域の結果を公表しないなど、必要な配慮を行うこと。

オ　教育委員会が独自に実施する体力調査の公表の取扱いについては、もとよりそれぞれの教育委員会の判断に委ねられること。

② スポーツ庁が公表する内容以外の調査結果の取扱い

ア　スポーツ庁は、調査結果のうち、公表する内容を除くものについては、これが一般に公開されることになると、序列化や過度な競争が生じるおそれや学校の設置管理者等の実施への協力及び国民的な理解が得られなくなるなど正確な情報が得られない可能性が高くなり、全国的な状況を把握できなくなるなど調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成１１年法律第４２号）第５条第６号の規定を根拠として、同法における不開示情報として取り扱うこととする。

イ　教育委員会等は、スポーツ庁から提供を受けた調査結果のうち公表する内容を除くものについて、上記アを参考に、それぞれの地方公共団体が定める情報公開条例に基づく同様の規定を根拠として、情報の開示により調査の適正な遂行に支障を及ぼすことのないよう、本実施要領の趣旨、特に６．(5)①エを十分踏まえ、適切に対応する必要があること。

７．調査実施に当たっての相談体制

(1) 学校の設置管理者である市区町村教育委員会等においては、所管の学校からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行う。

(2) 調査実施に当たっての市区町村教育委員会、学校等からの問合せや調査票の配送・回収状況の把握・確認等に対応するため、スポーツ庁は民間機関等への業務委託を行い、コールセンターを設置する。

８．留意事項

(1) 各教育委員会、学校等における調査の実施及び調査結果の活用等

調査を実施するとともに、調査結果等を活用するに当たり、以下の体制を整備することとする。

① 各教育委員会等においては、調査責任者及び担当者を指名するとともに、所管の学校からの相談に対応するなど、適切に実施体制を整備すること。

② 各学校においては、調査責任者及び担当者を指名し適切に実施体制を整備すること。

③ 教育委員会、学校等においては、調査の実施に当たって、調査の目的や内容、調査結果の取扱い等を児童生徒、保護者等の関係者に周知すること。

④ 各教育委員会、学校等において、調査問題等の調査に関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。

⑤ 各教育委員会、学校等においては、提供された調査結果等について、本実施要領に基づいて適切に利用するとともに、管理を徹底するために、必要な措置を講ずること。

⑥ 各教育委員会、学校等は、調査の目的の達成に資するよう、調査結果等の活用を図るため、調査結果等の提供を受ける機関等において、本実施要領の趣旨が遵守されることが確認できた場合に限り、関係機関等に対して調査結果等を提供することは可能であること。

⑦ 各教育委員会、学校等においては、調査結果の分析やこれを活用して子供の体力・運動能力や運動習慣等向上に係る施策の改善等に向けた取組等を進めるための体制を整備すること。

(2) 個人情報の保護

① スポーツ庁及びスポーツ庁が業務委託を行った民間機関等は、調査に使用する調査用紙等について、児童生徒の氏名を取得しない形式を用いることとする。

② 各教育委員会、学校等においては、調査に関して知り得た個人情報について、それぞれが遵守すべき個人情報保護関係法令及び地方公共団体の定める条例に基づき、適切に取り扱うこと。

(3) 教育課程上の位置付け

実技調査及び児童生徒質問紙調査については、教育委員会及び学校の判断により、特別活動での取り扱いのほか、体育科、保健体育科の授業時数の一部として学習指導要領に示された内容に加えて取り扱うことが可能であること。

(4) 実技調査実施上の一般的注意

① 実技調査の実施に当たっては、児童生徒の健康状態を十分把握し、事故防止に万全の注意を払うこと。特に、医師から運動を禁止又は制限されている児童生徒はもちろん、当日の身体の異常（発熱、倦怠感）を訴える児童生徒は、当日は調査を行わず、各学校の状況に応じて代替日を設けるなど適切な措置を行うこと。調査中においても異常を自覚した場合、すみやかに中止するよう事前に指示等を出しておくこと。また、感染症対策や体育の授業における留意事項を踏まえ、実施すること。

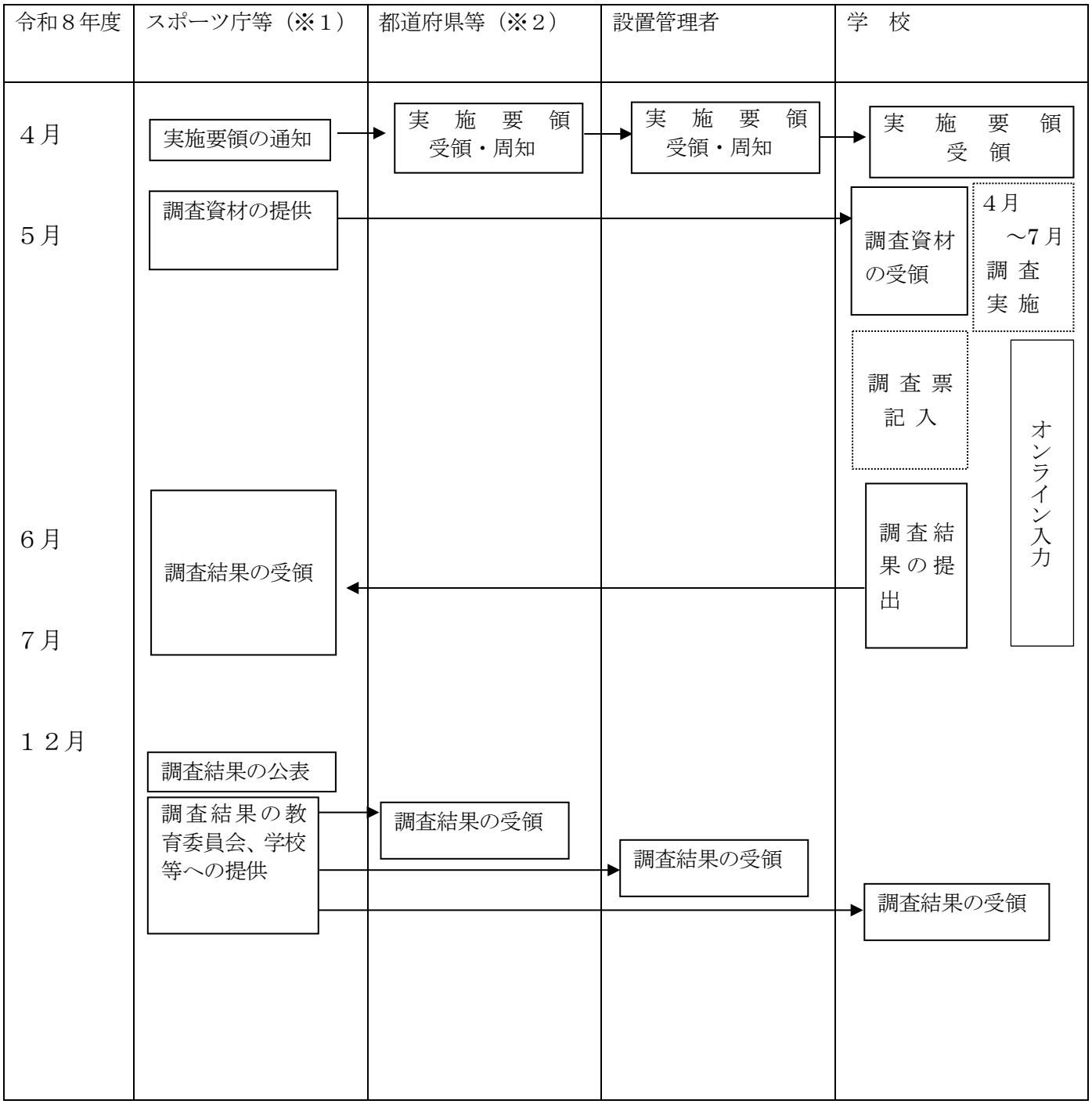
② 熱中症による事故を防ぐため、実技調査を実施する際は、「熱中症を予防しようー知って防ごう熱中症ー（独立法人日本スポーツ振興センター）」等を参考とすること。また、実施する際には十分に水分等を補給できるようにすることや、日除けを設けること、換気を十分に行うことなど適切な措置を行うこと。

③ 実技調査は、調整済みの器具の使用や測定方法など、実施マニュアルに従い定められた方法の通り正確に行うこと。

④ 実技調査前後には、適切な準備運動及び整理運動を行うこと。

（参考１）

調査実施に関するスケジュール

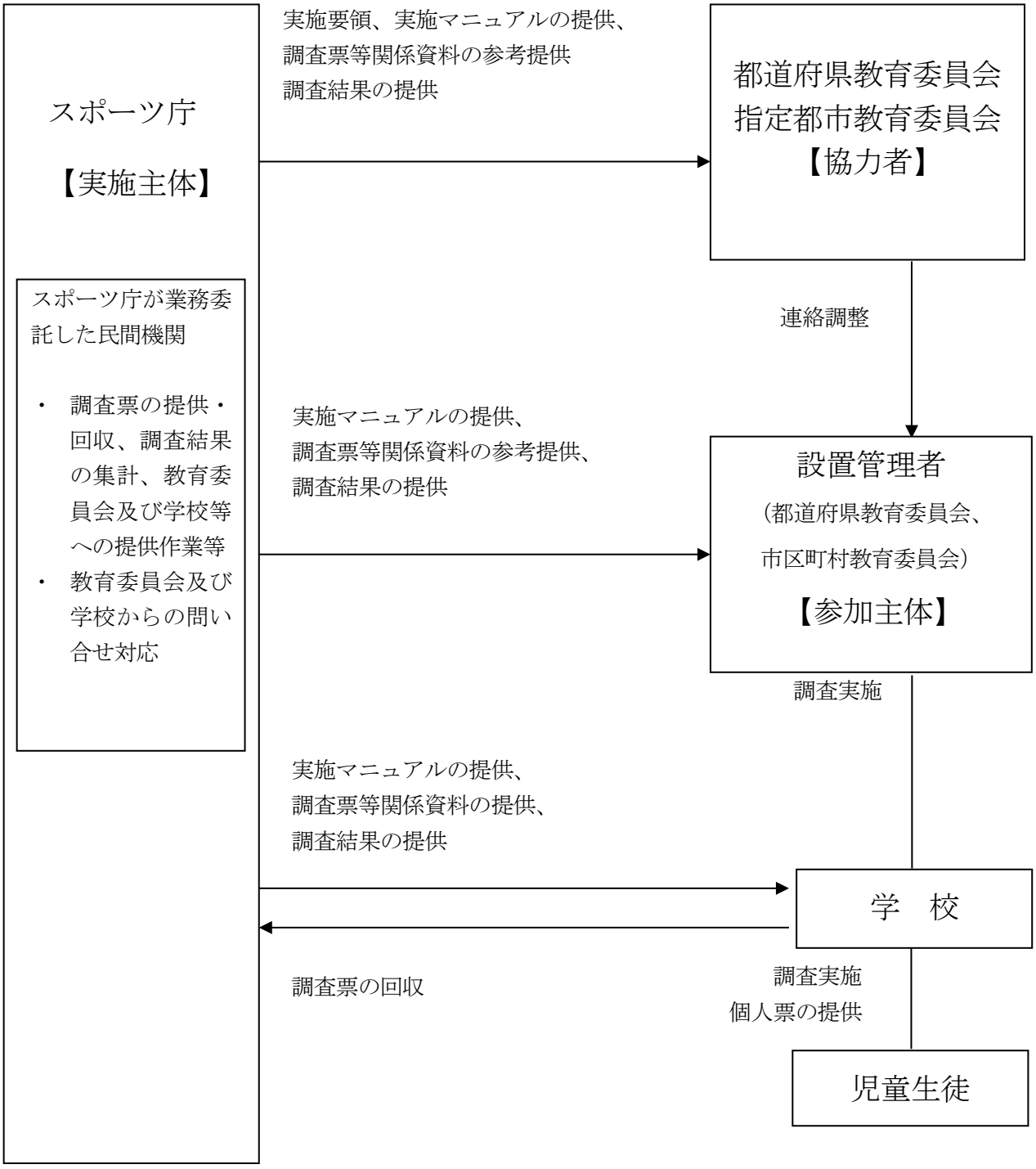


※１　スポーツ庁等には、スポーツ庁が業務委託した民間機関を含む。
※２　都道府県等とは、公立学校の場合は都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会、私立学校の場合は都道府県知事部局をいう。

（参考２）

調査の実施系統図【公立学校】

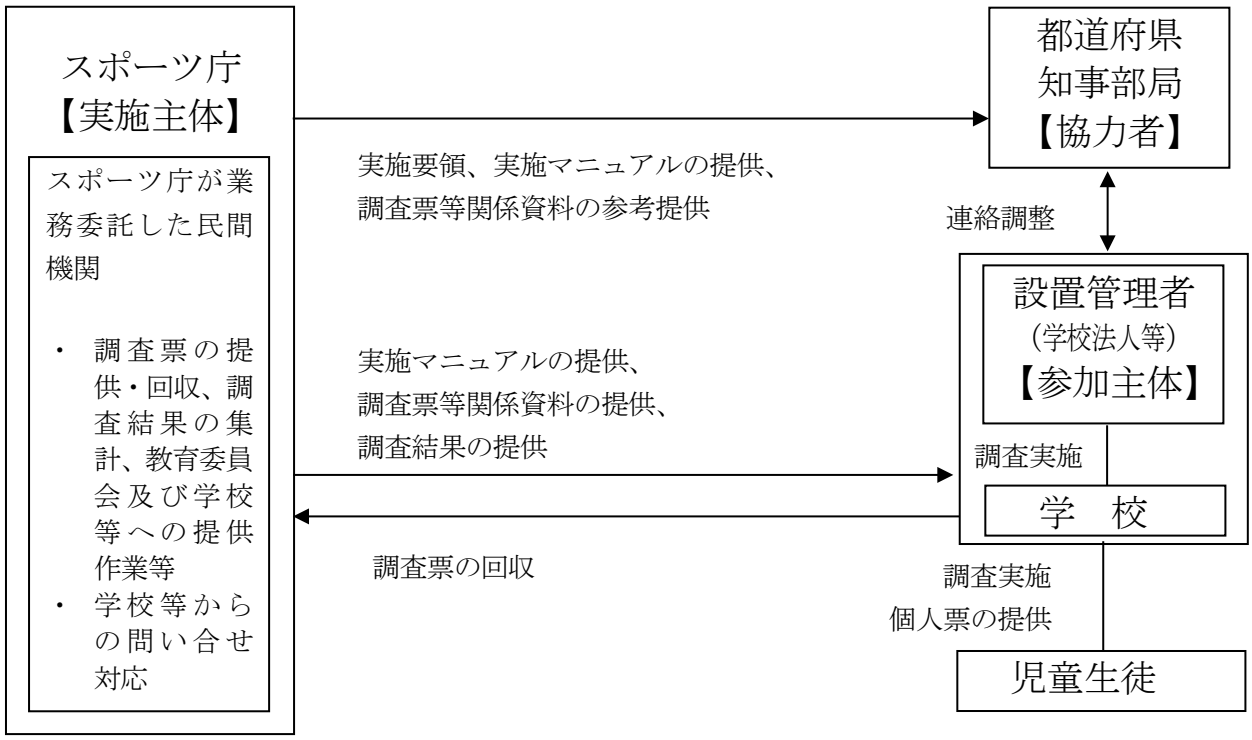
公立学校において実施する調査は、次のような系統で行う。



（参考３）

調査の実施系統図【私立学校】

私立学校において実施する調査は、次のような系統で行う。



調査の実施系統図【国公立大学法人学校】

国公立大学法人学校において実施する調査は、次のような系統で行う。

